

質問・意見書 7について（回答）

1. 測定の実施及び費用負担は受託事業者による。
2. 受託事業者は測定を実施し、結果を江別市に報告する。
3. 公害防止協定等に基づく報告については江別市が行う。
4. 報告の対象となる項目を以下に示す。

別紙 2

江別市環境クリーンセンター排ガス等の測定結果

ダイオキシン類調査結果

対象施設	対象試料	法基準	試料採取日	測定値	単位
環境クリーンセンター	1系排ガス	1			ng -TEQ/Nm <sup>3</sup>
	2系排ガス				
	溶融スラグ	3			ng -TEQ/g
	脱塩残渣処理物				
一般廃棄物最終処分場 (旧処分場)	放流水	10			pg -TEQ/L
	地下水(A)	環境基準 [ 1 ]			
	地下水(B)				
一般廃棄物最終処分場	放流水	10			pg -TEQ/L
	地下水(上流)	環境基準 [ 1 ]			
	地下水(下流)				
環境クリーンセンター 周辺大気		0.6			pg -TEQ/m <sup>3</sup>

排出ガス測定結果

項目	法基準	施設目標基準	試料採取日	測定値	単位
ばいじん	0.08	0.01	1系		g/Nm <sup>3</sup>
			2系		
硫黄酸化物	K値=17.5	K値=3	1系		
			2系		
窒素酸化物	250	50	1系		cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup>
			2系		
塩化水素	700	100	1系		mg/Nm <sup>3</sup>
			2系		
ダイオキシン類	1	0.05	1系		ng -TEQ/Nm <sup>3</sup>
			2系		